（独立行政法人電子航法研究所法の一部改正）

第百八十九条　独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人電子航法研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十三条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人航海訓練所法の一部改正）

第百九十条　独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　航海訓練所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人海技教育機構法の一部改正）

第百九十一条　独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人航空大学校法の一部改正）

第百九十二条　独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十三条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（自動車検査独立行政法人法の一部改正）

第百九十三条　自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　検査法人は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十六条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第百九十四条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第三項中「第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項」を「第三十条第二項第六号及び第四十八条」に改める。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「同項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十三条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条第一号中「第五項、第二十一条第一項」を「第四項、第二十一条」に改める。

第二十七条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

附則第六条第二項中「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に、「同項」を「同条」に改める。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第百九十五条　独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十一条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。